答 弁 第 九 号昭和四十四年七月十五日受領

(質問の

九

内閣衆質六一第九号

昭和四十四年七月十五日

内閣総理大臣 佐 藤 榮

作

衆議院議長石井光次郎殿

衆 議 院 議員春 日 幸君提出清酒 \mathcal{O} 生産、 流通秩序の 整備確 立に 関する質問 に 対 別紙答弁書

を送付する。

_

衆 議 院 議 員 春 日 幸 君 提 出 清 酒 \mathcal{O} 生 産 流 通 秩 序 \mathcal{O} 整 備 確 <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> に関 す る 質 問 に 対

する

答弁書

1 同 御 組 指 合 摘 \mathcal{O} \mathcal{O} 組 合員 あ つ た福・ を 対象とし 島 県の清酒製造者は、 て、 般 ょ り カコ 昭和 な ŋ 四十三年十二月か 低 7 価 格 で 清 酒 \mathcal{O} . ら 神 消 費者 · 奈 川 直 . 売 県 を 開 の横 浜 始 生活協 し、 そ

 \mathcal{O} 後 販 売 地 域、 販 売 数 量 を あ る 程度拡充 大 L て現 在 に · 至 一つて ζ`\ る。

そ \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 経 緯 \mathcal{O} 詳 細 に 0 V 7 は 個 別 企 業 \mathcal{O} 問 題 で ŧ あ る 0) で 説 明 は さ L \mathcal{O} か え た 1

が 調 査 L た ところ で は 当 該 製 造 者 は 清 酒 \mathcal{O} 製 造 免 許 を 受 け た 製 造 場 12 お 1 7 消 費 者

カ 5 清 酒 \mathcal{O} 注 文 を 受 け、 れ を 直 接 配 達 販 売 L て 1 る ŧ \mathcal{O} で あ 0 て、 酒 税 法 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法

令

に 違 反 す る 事 実 は は 握 さ れ て 1 な 7)

2 L カゝ Ļ こ の ような特異 な 事 情による低 価格 によって、 過当競争が 誘発されると、 中 小

随 は 企 業 て 酒 が 原 ほ 税 価 とんどで 0 を無視 確 保 に あ L ŧ た低 支障 る清 価 をきたすこととな 酒 製造 格による清酒の 者 お ょ Ţ 酒 る。 販売を行なうことのない 類 販 売 玉 業 税 庁とし 者 \mathcal{O} 経 て 営 は に 関 重 工大な影 係 業界 よう指導 響が に 対 生 し、 しているとこ じ、 これ ひ ١ ر に 追 て

ろである。

なお、 現在のところ他の製造者は静観しており、 このような販売方法が一般化するおそ

れはないと認められる。

売 自 競 主 争 流 \mathcal{O} 激 通 米 化 に 制 ょ 度 つ \mathcal{O} 7 出 清 現 酒 に 製 よつて、 造 者等 清酒 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} を 生 産 不 健 が 全 挙 に に し、 自 酒 由 化 税 されると、 0) 納 付 を 木 難 生 産 12 す 過 る 剰 とな お そ り、 れ が 販 あ

る。 ک 0 た め、 清 酒 製造業界で は、 今後 五. 年 間 を目 一途とし た 酒 税 \mathcal{O} 保 全 及 び 酒 類 業 組 合 等 に 関

する 法律 (以 下 「酒類業組合法」という。 第四十二条の規定に基づく清酒製造数量 の自 主 規 制と

中 小企業近代化促進法第五条の二の規定に基づく構造改善計画策定の準備を整えつ つある。

政 府 とし て ŧ, そ 0) 方 向 に そ つ て 検 討 中 で あ り、 右 \mathcal{O} 施 策 が 実 施 さ れ て、 + 分 な 効 果 を あ げ

た 場 合 に は 清 酒 \mathcal{O} 生 産 流 通 \mathcal{O} 秩 序 が 混 乱 す る 事 態 は 生 じ な 1 ŧ \mathcal{O} と 考 え 7 1 る。

な お 業 界 \mathcal{O} 自 主 的 な 措 置 に よって ŧ, そ \mathcal{O} 混 乱 が 収 拾 で きな *(*) よう な 事 態 に 至 0 た とき

は、 酒 類 業 組 合 法 第 八 十四条第 項 \mathcal{O} 規 定 により、 大蔵大臣 \mathcal{O} 規 制 命 令を発 動 す ることとし た

\ \ \ \

清 酒 製造 業 お ょ び 酒 類 卸 売 業 0 近 代 化 計 画 \mathcal{O} 策 定 に 当 つて は、 そ れ ぞ れ 0 業 界 0) 近代 化 0) 4

な 5 ず、 酒 類 \mathcal{O} 生 産 流 通 全 体 \mathcal{O} 近 代 化 に 役 <u>\forall \tag{ } \langle \tag{ }</u> 0 ŧ \mathcal{O} と な る ょ う 配 慮 L 7 1 る 0) で これ 5 \mathcal{O}

計 1 7 画 £ \mathcal{O} 自 進 主 行 的 に ょ に 近 つ て、 代 化 小 合 売 理 業 界 化 を \mathcal{O} 進 近 代 \Diamond て 化 き t て 必 然 1 る 的 ところで に 進 む ŧ あ \mathcal{O} り、 لح 思 わ 政 府 れ と る。 L て ま た、 Ł 小 \mathcal{O} 際、 売 業 界 小 売 に 業 お

界 が 関 係 業 界 に 呼 応 して、 さら に 近 代 化、 合 理 化 を 進 め、 業 界 \mathcal{O} 態 勢 整 備 کے 正 常 な 取 引 環 境 \mathcal{O}

醸 成 に 努 め るよう指 導 す る所 存 で あ るので、 小 売業界が 混 乱 するような 事 態 は、 + · 分防 止 で き

るものと考えている。

兀 自 主 流 通 米 制 度 \mathcal{O} 出 現 に ょ る 清 酒 製 造 業 界 \mathcal{O} 混 乱 に 対 処 す る 措 置 12 0 1 て は に お 1 7 す

で に 述 ベ た ところで あ る が \mathcal{O} ほ か 取 引 \mathcal{O} 安 定 を 义 る た め 清 酒 に 0 1 て は 現 に 取 引 条 件

 \mathcal{O} 自 主 規 制 が 実施 され 7 お り、 定 \mathcal{O} 範 井 をこえて旅 行 等 に 招 待 L ま た 物物 밆 を 贈 与

す

る

等

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

行 為 を 禁 止 し、 過 当 な 競 争 に お 5 7 ることを防 止 す Ś ょ う 配 慮 さ れ 7 1 る。

五. 1 清 酒 に 0 7 7 消 費 者 直 売 を 行 な つ 7 1 る \mathcal{O} は ほ とん ど が 零 細 な 製 造 者 で あ り、 通 常

製 造 者 \mathcal{O} 場 合 は そ \mathcal{O} 販 売 に 0 1 7 は 流 通 業 界 に 依 存 す る 度 合 1 が 高 1 \mathcal{O} で、 直 売 を 行 な

う <u>ک</u> ک は 事 実 上 木 難 لح 考 え 5 れ る さ 5 に、 小 売 業 者 が そ \mathcal{O} 機 能 を + 分 に 発 揮 L 消 費

者 サ ピ ス に 努 8 る \mathcal{O} で あ れ ば、 業 界 に 混 乱 を 与 え る ほ تلح 消 費 者 直 売 \mathcal{O} 数 量 が 増 加 す る ょ

うなことは考えられない。

ま た、 消 費 者 直 売 を行 な つ て **(**) る零 細 な 清酒 製造者につ ١ ر て、 行 政 (措置 な ١ ﴿ L は 法 措

置 を 講 ず ることに ょ つて、 それ を 制 限 す ることは、 か え 0 て 小 規 模 \mathcal{O} 清 酒 製 造 者 を 窮 地 12

お と L 1 れ る 結 果 と な る 0 で、 適 当 . ك は 考 え 5 n な 1

か に、 消 費 者 直 売 等 に 小 売 業 界 に 混 乱 与え お れ 0 ある場 合 に は 酒 類

2

り

ょ

ŋ

を

る

そ

業

組

合 法 第四十二条、 同 法 第 八 十四四 条 \mathcal{O} 規 定に基 づ V て、 酒 類 \mathcal{O} 製 造 数 量、 販 売 数 量 等 \mathcal{O} 自 主

規 制 お ょ び 大 蔵 大 臣 \mathcal{O} 規 制 命 令 が 実 施 できることとなつてい る 0) で、 必 要な 法 的 措 置 は す

で に 講 じ 5 れ 7 1 る。

六、 多数 \mathcal{O} 酒 類 製 造 者 \mathcal{O} 中 に は そ \mathcal{O} 建 値 を 実 勢 ょ り 高 1 ところに お き、 銘 柄、 品 質 \mathcal{O} 差 を 大 幅 な

値 引 IJ べ 1 に ょ n 調 整 L て 1 る 者 Ł 少 数 で は あ る が 見 受 け 5 れ る。 \mathcal{O} ょ う な 安 易 な 販 売

方 法 に は 種 Þ 問 題 が あ る \mathcal{O} で、 政 府 と L 7 は 過 大 な 値 引, IJ べ] 1 に 0 ** \ て は、 れ を 販 売

価 格 12 反 映 し、 適 正 な 建 値 とするよう業界 に 要 請 L てきたところで あ り、 消 費 者 保 護 کے 取 引 秩

序 0 維 持 安定 0) た め、 こ の 点につ **,** , ては、 さら に強く関係業界を指導 し、 そ 0 実 現 に努力 L 7

右答弁する。

八